

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市町村民税、道府県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

〒	殿
---	---

特別徴収税額		課税人員				非課税人員				
		人数		納付額		人数		納付額		
月割額	6月分					12月分				
	7月分					1月分				
	8月分					2月分				
	9月分					3月分				
	10月分					4月分				
	11月分					5月分				
(備考)										

令和 年 月 日

市町村長 氏 名 印

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
						住所				氏名				個人番号				

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
						住所				氏名				個人番号				

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
						住所				氏名				個人番号				

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
						住所				氏名				個人番号				

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
						住所				氏名				個人番号				

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
						住所				氏名				個人番号				

特別徴収 義務者	氏名又は名称				個人番号又は法人番号													

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
 - 3 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)に記載すること。
 - 4 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
 - 5 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
 - 6 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)に記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。